

○福岡県生活衛生営業審議会条例

平成十二年三月二十九日

福岡県条例第十八号

〔福岡県環境衛生営業審議会条例〕をここに公布する。

福岡県生活衛生営業審議会条例

(設置)

第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県生活衛生営業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 法第五十八条第三項において準用する同条第二項に規定する処分に関する事項その他法の施行に関する重要事項について調査審議し、並びに同条第五項の規定により関係行政機関及び厚生科学審議会に対し建議すること。
- 二 福岡県公衆浴場法施行条例（昭和六十三年福岡県条例第三号）第六条第二項の規定により諮問を受けた事項、公衆浴場入浴料金統制額の指定等に関する事項及び公衆浴場業に関する重要事項について調査審議し、並びに知事に建議すること。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 生活衛生関係営業者（法第二条第二項の営業者をいう。）の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 委員のうち前項第二号及び第三号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、同数でなければならない。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき、又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、委員を解任することができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(専門委員)

第七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

(補則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。